第1章 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

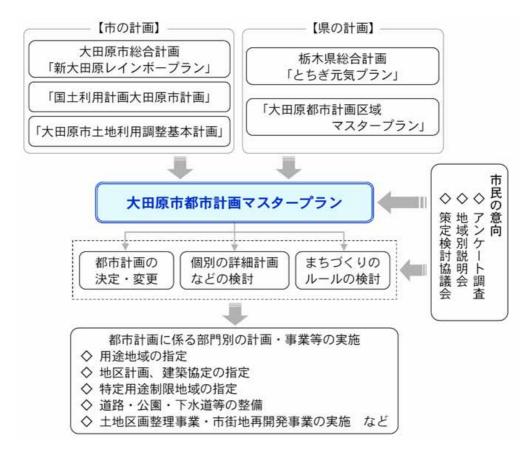
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。

都市計画マスタープランは、次の2つの役割を担っています。

- ① まちづくりを進めるにあたり、市民や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促す。
- ② 用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画。

本市においても、平成17年の市町村合併を受けて、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」をはじめ、大田原市の総合計画となる「新大田原レインボープラン」、市の土地利用に関する基本的な方針を定めた「国土利用計画大田原市計画」などの上位計画に即して、新大田原市としてのまちづくりのあり方を示した指針書として「大田原市都市計画マスタープラン」を策定しています。

《都市計画マスタープランと各種計画との関係》



1-2 対象区域と目標年次

本計画の対象区域は、将来的な都市計画区域の拡大を見据え、現在都市計画区域に指定されていない地域(湯津上、黒羽地区)を含む大田原市全域とします。

また、本計画の目標年次は概ね20年後の平成37年(2025年)とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

1-3 本計画の構成

本計画は、大きく分けて次の4つの方針によって構成されています。

①「都市づくりの基本方針」

本市の都市づくりにあたっての骨格となる、将来像や将来フレーム、将来都市構造などを示します。

②「全体構想」

「都市づくりの基本方針」に基づいて、土地利用や交通体系などの分野ごとに市全体の方針を示します。

③「地域別構想」

市域を 10 地域に区分し、各地域の特性を踏まえた将来像と具体的なまちづくり方針を 地域ごとに示します。

④「計画の実現に向けて」

「都市づくりの基本方針」、「全体構想」、「地域別構想」に掲げたまちづくりを実現していくために、必要となる考え方や方策を示します。